

品川区認知症施策推進委員会設置要綱

制定 令和8年1月8日 区長決定
要綱第248号

(設置)

第1条 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、認知症に関する施策を総合的に推進するため、認知症施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 共生社会の実現を推進するため、認知症に関する知識および認知症の人に関する正しい理解を深め、認知症の人を含む誰もが自らの意思に基づき暮らし続けられるための社会づくりに関する事項。
- (2) 認知症の人にとって日常生活または、社会生活を営む上での様々な障壁となるものを除去し、認知症の人が暮らしやすい環境づくりに関する事項。
- (3) 認知症になってからも希望を持って暮らしていけるよう、地域社会での交流活動等自分の能力を最大限に生かせる機会づくりに関する事項。
- (4) 認知症について必要な時に適切な相談支援が受けられるとともに、社会的なネットワークにつながり続けることができる体制づくりに関する事項。
- (5) 軽度の認知機能の障害や認知症への早期の気づき、早期支援および予防等に関する事項。
- (6) その他認知症施策の推進および法第13条に基づく計画に関する必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、および25人以内の委員をもって組織し、委員は学識経験者、介護・医療関係者、行政関係者および区民等のうちから区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合に選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、福祉部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長の指名したものをもって充て、委員長を補佐し委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は委員長が協議事項があると認めた場合に招集する。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求めるこ

とができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢者地域支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に福祉部長が定める。

付則

この要綱は令和8年1月8日から適用する。